平成２２年（フ）第１７１０号
千葉市中央区川戸町314番地の４
債務者　林　　剛一
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７１１号
千葉市中央区川戸町314番地の４
債務者　林　登美江
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７３９号
千葉県市原市松ケ島２丁目21番地11
債務者　荒沢　早苗
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７４９号
千葉県船橋市本中山７丁目19番７―406号
債務者　吉田　和徳
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区７棟405号
債務者　輿石　和博（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２１号
千葉県市川市相之川４丁目２番８―104号サンシティ相之川
債務者　千葉　隆一
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３７号
千葉県市川市二俣１丁目13番７号ドミールＫ・Ｃ棟202号
債務者　前　　平次
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５５号
千葉県八千代市勝田台１丁目19番地４ＴＯＰ勝田台308号
債務者　森田　　茂
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１号
富山県高岡市荻布626番地
債務者　森　さやか
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５８８号
山梨県甲府市湯田２丁目13番16号　ラクセスⅠ―406
債務者　ＨＡＲＡ　ＩＭＥＬＤＡ　ＢＥＡＲＮ　ＥＺＡ（原イメルダ）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２号
山梨県甲府市千塚４丁目２番11号
債務者　三浦　多八
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
山梨県甲斐市玉川309番地１
債務者　樋口千代子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
山梨県甲府市青沼３丁目13番７号コーポラスサンコー302
債務者　米山　逸人
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
山梨県甲府市飯田２丁目21番８号
債務者　千野　順子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
山梨県富士吉田市上吉田３丁目12番20号
債務者　中村由美枝
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第８号
長野県松本市浅間温泉１丁目26番４号
債務者　小熊　涼子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３６４２号
名古屋市港区小碓４丁目22番地　ガーデンヒルズ光403号
債務者　岩田　洋代
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部